

令和5年度(2023年度)

監査報告書

(第22回)

行政監査

～公の施設における使用料等の減額又は免除について～

熊本市監査委員

熊 監 発 第 0 0 0 3 7 6 号

令和6年（2024年）3月26日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の期間	1
5	監査の対象	1
6	監査の方法	4
7	監査の着眼点	5
8	監査の結果	
(1)	公の施設の管理運営方法について	5
ア	調査対象施設における直営施設と指定管理施設の数について	
イ	指定管理施設のうち利用料金制の施設の数について	
(2)	調査対象施設における減免根拠・使用料等収入額・免除金額・減額金額について	6
ア	直営施設	
イ	指定管理施設	
(3)	調査対象施設の施設使用料等の減免状況について	11
ア	全体の施設使用料等の減免状況について	
イ	会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料等の減免状況について	
ウ	直営施設の会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料の減免状況について	
エ	指定管理施設の会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料等の減免状況について	
オ	入場料・観覧料・浴場使用料等の使用料等の減免状況について	
(4)	減免に係る規定及び事務手続の状況について	13
ア	免除及び減額に関する規定の整備状況について	
イ	減免に係る規定及び事務手続の状況について	
	[小括1]	

(5) 熊本市ホームページでの審査基準の公開状況について	15
ア 減免基準を公開している施設数について	
イ 公開した審査基準の更新状況について	
[小括2]	
(6) 実地監査について	17
[小括3]	
9 まとめ	19

(注解)

文中及び各表中の比率は、少数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
したがって、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

公の施設における使用料等の減額又は免除について

3 監査の目的

公の施設は、地方自治法第244条において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、地方公共団体が設置する施設とされ、その定義範囲は広く、道路、公園、水道等の基盤施設をはじめ、学校、博物館、美術館等の文教施設、その他スポーツ施設、産業振興施設、社会福祉施設など多岐にわたる。多様化する住民ニーズに対応するため、地方自治法第244条の2により指定管理者制度や利用料金制度について規定されているが、これらは公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度である。

公の施設に係る使用料については、地方自治法第225条の規定に基づき、施設の利用の対価として徴収するものである。また、地方自治法第244条第3項では、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないと規定されており、使用料等の徴収に関する事務処理は、受益者負担の原則に配慮した上で、公平・公正に行われることが求められる。

使用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することは、地方公共団体の有する権利（債権）を放棄する特例的な扱いであることから、その理由や要件は、明確な基準の下で、施設を利用しない市民からも理解を得られるようなものでなければならない。

一方、利用料金は指定管理者が自らの収入として収受することができるものの、地方自治法第244条の2第9項により設置主体の地方公共団体の承認を受けなければならないと規定があるなど、公の施設として使用料と同様な取扱いが求められる。

以上を踏まえて、不特定多数の市民の利用に供することを目的として設置された公の施設を利用することの対価である使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）について、公平・公正に減免事務が執行されているか、また、使用料については行政手続制度に関する法令等の規定に基づき事務が執行されているかを検証し、今後の歳入確保及び事務手続等の適正性確保に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の期間

令和5年（2023年）4月24日～令和6年（2024年）3月26日

5 監査の対象

条例に規定されている公の施設のうち、熊本市施設白書【令和2年度（2020年度版）】に

掲載された施設の分類を参考にして、広く市民に利用されている77施設を監査対象施設として抽出した。その上で、監査の対象とする事務を令和4年度（2022年度）に行われた使用料等の減免に係る事務とした。

- (1) 調査対象施設 77施設
- (2) 調査対象部署 14局 39課

No.	施設名	局	部	所管課	
1	国際交流会館	政策局	総合政策部	国際課	
2	熊本市役所駐車場	総務局	行政管理部	管財課	
3	ふれあい文化センター	文化市民局	人権推進部	人権政策課ふれあい文化センター	
4	男女共同参画センターはあもにい			男女共同参画課	
5	現代美術館		文化創造部	文化政策課	
6	健軍文化ホール				
7	くまもと工芸会館				
8	東部在宅福祉センター	健康福祉局	健康福祉部	健康福祉政策課	
9	南部在宅福祉センター				
10	すこやか交流広場				
11	夢もやい館				
12	富合老人福祉センター		高齢者支援部	高齢福祉課	
13	北老人福祉センター				
14	障害者福祉センター希望荘				
15	こども文化会館	こども局	こども育成部	こども支援課	
16	勤労青少年ホーム			こども支援課勤労青少年ホーム	
17	環境総合センター	環境局	環境推進部	環境総合センター	
18	西部交流センター		資源循環部	環境施設課	
19	東部交流センター				東部環境工場
20	三山荘				
21	勤労者福祉センター	経済観光局	産業部	雇用対策課	
22	流通情報会館			商業金融課	
23	くまもと森都心プラザ			起業・新産業支援課	
24	桜の馬場観光交流施設			観光交流部	観光政策課
25	辛島公園地下駐車場		誘致戦略課		

26	新屋敷公園（テニスコート）		スポーツ・イベント部	スポーツ振興課
27	清水新地コート（テニスコート）			
28	植木中央公園運動施設（テニスコート）			
29	託麻スポーツセンター（体育館）			
30	龍田体育館（体育館）			
31	明德体育館（体育館）			
32	総合体育館・青年会館（プール）			
33	田迎公園運動施設（プール）			
34	総合屋内プール（プール）			
35	川尻武道館（武道場）			
36	武蔵塚武道場（武道場）			
37	北部武道館（武道場）			
38	水前寺運動公園（野球場）（グラウンド）			
39	富合屋外運動場（グラウンド）			
40	田原スポーツ公園（グラウンド）			
41	くまもと街なか広場			
42	熊本市自転車駐車場	交通政策部	自転車利用推進課	
43	白川地域コミュニティセンター	中央区役所	区民部	総務企画課
44	春竹地域コミュニティセンター			
45	中央公民館			中央区まちづくりセンター
46	五福公民館			中央区まちづくりセンター五福交流室
47	桜木東地域コミュニティセンター	東区役所	区民部	総務企画課
48	庄口地域コミュニティセンター			
49	秋津公民館			秋津まちづくりセンター
50	託麻公民館			託麻まちづくりセンター
51	白坪地域コミュニティセンター	西区役所	区民部	総務企画課
52	中島地域コミュニティセンター			

53	河内公民館			河内まちづくりセンター	
54	花園公民館			花園まちづくりセンター	
55	城南地域コミュニティセンター	南区役所	区民部	総務企画課	
56	富合地域コミュニティセンター				
57	富合公民館			富合まちづくりセンター	
58	富合ホール（アスパル富合）				
59	幸田公民館			幸田まちづくりセンター	
60	火の君文化ホール			城南まちづくりセンター城南交流室	
61	城南公民館				
62	川尻公会堂			南部まちづくりセンター	
63	楡木地域コミュニティセンター	北区役所	区民部	総務企画課	
64	田原地域コミュニティセンター				
65	植木公民館			植木まちづくりセンター	
66	植木文化ホール				
67	龍田公民館			龍田まちづくりセンター	
68	春竹小学校	教育委員会事務局	教育総務部	教育政策課	
69	白川中学校				
70	桜木東小学校				
71	東部中学校				
72	高橋小学校				
73	三和中学校				
74	富合小学校				
75	日吉中学校				
76	西里小学校				
77	植木小学校				

6 監査の方法

公の施設を所管する関係部署に使用料等の減免に関する調査票の回答及び関係書類等の提出を求め、後述する監査の着眼点に基づき書類審査を行うとともに、公の施設における使用料等の出納事務が適正に行われていることを確認しつつ、使用料等の減免の事務

手続の状況について、必要に応じて実地監査を行い、職員等に対する聞き取り等を行った。

【実地監査を行った対象施設及び部署】

ふれあい文化センター（人権政策課ふれあい文化センター）、くまもと工芸会館（文化政策課）、東部在宅福祉センター・南部在宅福祉センター（健康福祉政策課）、川尻武道館・武蔵塚武道場・富合屋外運動場・水前寺運動公園野球場（スポーツ振興課）、桜の馬場観光交流施設（観光政策課）、富合公民館（富合まちづくりセンター）、植木公民館（植木まちづくりセンター）、富合老人福祉センター（高齢福祉課）、障害者福祉センター希望荘（障がい福祉課）、こども文化会館（こども支援課）、勤労者福祉センター（雇用対策課）、流通情報会館（商業金融課）、くまもと街なか広場（市街地整備課）

7 監査の着眼点

監査を実施するに当たって、主な着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 使用料等の減免に関する規定が整備されているか、また、その内容は適正なものとなっているか。
- (2) 熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）に基づき、使用料等の減免に関する審査基準が整備され、公開されているか。
- (3) 減免に係る事務手続は、規定に基づき適正に行われているか。

8 監査の結果

(1) 公の施設の管理運営方法について

公の施設には、地方公共団体が直接管理運営を行う施設（直営施設）と、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理運営を行う施設（指定管理施設）との二つの管理運営方法がある。

直営施設においては使用料を市の収入として直接徴収しているのはもちろんであるが、指定管理施設のうち収納事務委託を行っている施設においては指定管理者が収納した使用料が市の収入となる。

また、指定管理者制度には、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金を自らの収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入することができ、利用料金制度を導入している指定管理施設は、指定管理者の収入となる利用料金を収納している。

利用料金制度は、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を發揮し、より効果的なサービスが提供できるようにすることを目的としている。

本市では、公の施設の利用に係る多様化、高度化する市民ニーズへの確に対応するためには、管理運営について民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有

効であるという考えから、公の施設の指定管理者制度の導入が進められてきた。

ア 調査対象施設における直営施設と指定管理施設の数について

区分	直営施設	指定管理施設	合計
施設数	36	41	77
構成比 (%)	46.8	53.2	100.0

注) 指定管理者制度とは、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理を代行する制度である。

イ 指定管理施設のうち利用料金制の施設の数について

上記アで示した調査対象施設の指定管理施設41件のうち、利用料金制度が導入された施設は24件・58.5%となっていた。

区分	利用料金制の施設	利用料金制ではない施設	合計
施設数	24	17	41
構成比 (%)	58.5	41.5	100.0

注) 利用料金制度とは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を自らの収入として収受させることができる制度である。

(2) 調査対象施設における減免根拠・使用料等収入額・免除金額・減額金額について

ア 直営施設

(単位：円)

施設分類・施設名	減免根拠条例等	使用料収入額	免除金額	減額金額
学校				
春竹小学校	熊本市立学校施設使用条例（平成5年条例第29号） 熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年規則第9号） 熊本市立学校施設使用料取扱要綱	4,000	129,300	1,600
白川中学校		15,300	8,100	1,600
桜木東小学校		26,100	414,900	0
東部中学校		0	0	0
高橋小学校		2,000	1,000	0
三和中学校		7,600	0	1,600
富合小学校		12,900	643,000	0
日吉中学校		11,900	2,000	2,400
西里小学校		0	678,800	0
植木小学校		2,000	462,100	0

市民文化系施設・集会施設・公民館				
五福公民館		2,117,090	118,260	0
秋津公民館	熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）	1,899,210	213,660	0
託麻公民館	熊本市公民館条例施行規則（昭和26年規則第20号）	2,162,180	107,670	0
河内公民館	熊本市公民館使用料減免要綱	231,360	102,000	0
花園公民館		1,819,230	200,290	0
富合公民館		1,070,370	977,050	0
幸田公民館		1,807,670	120,300	0
城南公民館		1,005,730	363,630	0
植木公民館		1,131,920	741,100	0
龍田公民館		1,699,040	154,970	0
市民文化系施設・集会施設・その他集会施設				
勤労青少年ホーム	熊本市勤労青少年ホーム条例（昭和46年条例第16号） 熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和46年規則第29号） 熊本市勤労青少年ホーム使用料減免要綱	757,400	39,200	0
市民文化系施設・文化施設・会館・ホール				
富合ホール（アスパル富合）	熊本市富合ホール条例（平成20年条例第65号） 熊本市富合ホール条例施行規則（平成20年規則第89号） 熊本市富合ホール使用料の減免に関する要綱	5,446,230	293,170	0
火の君文化ホール	熊本市火の君文化ホール条例（平成22年条例第21号） 熊本市火の君文化ホール条例施行規則（平成22年規則第57号） 熊本市火の君文化ホール使用料減免要綱	8,336,020	348,160	0
植木文化ホール	熊本市植木文化ホール条例（平成26年条例第55号） 熊本市植木文化ホール条例施行規則（平成27年規則第17号） 熊本市植木文化ホール使用料減免要綱	9,031,900	1,105,510	0
スポーツレクリエーション・スポーツ施設				
新屋敷公園（テニスコート）	熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号） 熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号） 熊本市体育施設等使用料減免要綱	2,045,120	0	0
清水新地コート（テニスコート）		665,720	0	0
川尻武道館（武道場）	熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）	1,050,190	165,750	0
武蔵塚武道場（武道場）	熊本市体育施設条例施行規則（平成23年規則第23号）	857,070	490,250	0
北部武道館（武道場）	熊本市体育施設等使用料減免要綱	1,065,880	85,500	0
富合屋外運動場（グラウンド）		23,560	127,100	0
明德体育館（体育館）		1,525,270	0	0
龍田体育館（体育館）		5,329,360	0	0

保健・福祉施設・その他社会福祉施設				
すこやか交流広場	熊本市すこやか交流広場条例（平成18年条例第67号） 熊本市すこやか交流広場条例施行規則（平成18年規則第96号）	52,500	0	0
行政系施設・その他行政系施設				
ふれあい文化センター	熊本市ふれあい文化センター条例（平成15年条例第45号） 熊本市ふれあい文化センター条例施行規則（平成15年規則第68号）	612,200	168,780	0
環境総合センター	熊本市環境総合センター条例（平成7年条例第26号） 熊本市環境総合センター条例施行規則（平成7年規則第53号）	0	0	0
その他の施設				
熊本市役所駐車場	熊本市役所駐車場使用条例（昭和55年条例第8号） 熊本市役所駐車場使用条例施行規則（昭和55年規則第14号）	64,531,270	7,489,450	1,163,400
直営施設の合計		116,355,290	15,751,000	1,170,600

イ 指定管理施設

（単位：円）

施設分類・施設名	減根拠条例等	使用料等収入額	免除金額	減額金額
市民文化系施設・集会施設・公民館				
中央公民館	熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号） 熊本市公民館条例施行規則（昭和26年規則第20号） 熊本市公民館使用料減免要綱	3,399,860	492,000	0
市民文化系施設・集会施設・地域コミュニティセンター				
白川地域コミュニティセンター	熊本市地域コミュニティセンター条例 （平成4年条例第38号） 熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則 （平成4年規則第76号）	2,230,150	20,800	0
春竹地域コミュニティセンター		483,850	31,000	45,300
桜木東地域コミュニティセンター		1,565,500	82,800	57,200
庄口地域コミュニティセンター		575,190	13,800	11,250
白坪地域コミュニティセンター		845,060	87,700	0
中島地域コミュニティセンター		234,900	113,700	0
城南地域コミュニティセンター		644,200	400,400	0
富合地域コミュニティセンター		976,310	0	7,950
楡木地域コミュニティセンター		1,406,960	0	51,750
田原地域コミュニティセンター		104,800	6,600	2,800
市民文化系施設・集会施設・その他集会施設				
川尻公会堂	熊本市川尻公会堂条例（平成30年条例第18号） 熊本市川尻公会堂条例施行規則（平成30年規則第68号）	585,500	153,300	0

市民文化系施設・文化施設・会館・ホール				
国際交流会館	熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号） 熊本市国際交流会館条例施行規則（平成6年規則第45号） 熊本市市民会館等使用料の減免に関する要綱	40,868,900	4,582,880	0
男女共同参画センターはあもにい	熊本市男女共同参画センターはあもにい条例（平成元年条例第48号） 熊本市男女共同参画センターはあもにい条例施行規則（平成2年規則第4号） 熊本市市民会館等使用料の減免に関する要綱	23,718,689	81,850	0
健軍文化ホール	熊本市健軍文化ホール条例（平成7年条例第27号） 熊本市健軍文化ホール条例施行規則（平成7年規則第30号） 熊本市市民会館等使用料の減免に関する要綱	5,153,780	0	2,000
社会教育系施設・博物館等				
現代美術館	熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）			
（観覧又は入場料）	熊本市現代美術館条例施行規則（平成14年規則第57号）	30,369,650	8,811,300	1,494,800
（施設使用料）	熊本市現代美術館の利用料金の減免に関する要綱	1,272,000	0	0
スポーツレクリエーション・スポーツ施設				
総合体育館・青年会館（プール）	熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号） 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則（平成23年規則第22号） 熊本市体育施設等使用料減免要綱	8,121,210	5,942,210	0
総合屋内プール（プール）	熊本市総合屋内プール条例（平成10年条例第2号） 熊本市総合屋内プール条例施行規則（平成23年規則第24号） 熊本市体育施設等使用料減免要綱	15,698,770	14,529,080	0
植木中央公園運動施設	熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）	5,108,210	1,866,960	0
田迎公園運動施設（プール）	熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号）	5,053,420	1,866,820	0
水前寺運動公園野球場（グラウンド）	熊本市体育施設等使用料減免要綱	1,207,370	908,000	0
田原スポーツ公園		990,320	18,600	0
託麻スポーツセンター（体育館）	熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号） 熊本市体育施設条例施行規則（平成23年規則第23号） 熊本市体育施設等使用料減免要綱	5,316,620	303,630	0
スポーツレクリエーション・レクリエーション・観光施設				
桜の馬場観光交流施設	熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）			
（歴史文化体験施設）	熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号）	41,340,605	5,341,300	12,447,695
（多目的交流施設）	桜の馬場観光交流施設の運用等に係る基準	1,961,980	2,089,000	0
産業系施設・貸館業務を実施している施設				
くまもと森都心プラザ	くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号） くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成22年規則第104号） くまもと森都心プラザホール等の管理運営に関する要綱	40,768,468	0	0
勤労者福祉センター	熊本市勤労者福祉センター条例（平成15年条例第27号） 熊本市勤労者福祉センター条例施行規則（平成15年規則第32号） 熊本市勤労者福祉センター使用料減免要綱	2,215,340	0	0
流通情報会館	熊本市流通情報会館条例（昭和63年条例第39号） 熊本市流通情報会館条例施行規則（平成元年規則第34号）	46,887,419	0	0
くまもと工芸会館	熊本市くまもと工芸会館条例（平成3年条例第35号） 熊本市くまもと工芸会館条例施行規則（平成3年規則第93号） 熊本市くまもと工芸会館利用料金減免要綱	1,607,000	776,400	0

子育て支援施設・その他児童施設				
こども文化会館	熊本市こども文化会館条例（平成6年条例第43号） 熊本市こども文化会館条例施行規則（平成20年規則第29号） 熊本市こども文化会館使用料の減免に関する要綱	3,854,680	80,020	0
保健・福祉施設・高齢者福祉施設				
富合老人福祉センター	熊本市老人福祉センター条例（昭和48年条例第38号） 熊本市老人福祉センター条例施行規則（平成17年規則第81号）	79,000	0	0
北老人福祉センター		0	0	0
保健・福祉施設・障害者福祉施設				
障害者福祉センター希望荘	熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成4年条例第58号） 熊本市障害者福祉センター希望荘条例施行規則（平成17年規則第101号）	159,500	0	0
保健・福祉施設・その他社会福祉施設				
東部在宅福祉センター	熊本市在宅福祉センター条例（平成4年条例第55号） 熊本市在宅福祉センター条例施行規則（平成5年規則第43号）	562,000	0	0
南部在宅福祉センター	熊本市在宅福祉センター要綱	1,167,100	85,700	0
夢もやい館	熊本市夢もやい館条例（平成14年条例第50号） 熊本市夢もやい館条例施行規則（平成14年規則第90号）	118,350	0	0
その他の施設				
辛島公園地下駐車場	熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号） 熊本市営駐車場条例施行規則（昭和47年規則第3号）	179,854,041	4,900	0
東部交流センター	熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号） 熊本市余熱利用施設条例施行規則（平成17年規則第89号） 東部交流センター使用料の減免等に関する要綱	3,611,470	60,520	0
西部交流センター	熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）			
（浴室使用料）	熊本市余熱利用施設条例施行規則（平成17年規則第89号）	9,429,810	17,342,800	5,178,400
（多目的室等使用料）	西部交流センター使用料の減免等に関する要綱	1,002,205	77,500	0
三山荘	熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号） 熊本市余熱利用施設条例施行規則（平成17年規則第89号） 三山荘管理要綱	820,150	9,262,000	1,104,250
くまもと街なか広場	くまもと街なか広場条例（令和3年条例第25号） くまもと街なか広場条例施行規則（令和3年規則第46号）	45,665,900	0	0
熊本市自転車駐車場	熊本市自転車駐車場条例（昭和60年条例第29号） 熊本市自転車駐車場条例施行規則（昭和60年規則第70号）	29,399,200	3,000	0
指定管理施設の合計		566,435,437	75,436,570	20,403,395

(3) 調査対象施設の施設使用料等の減免状況について

ア 全体の施設使用料等の減免状況について

対象施設	施設使用料等		免除		減額	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
全体	1,374,333	682,790,727	180,037	91,187,570	236,504	21,573,995
直営施設	385,507	116,355,290	25,239	15,751,000	5,823	1,170,600
指定管理施設	988,826	566,435,437	154,798	75,436,570	230,681	20,403,395
収納事務受託	566,310	137,024,995	114,742	54,762,120	30,309	6,282,650
利用料金制	422,516	429,410,442	40,056	20,674,450	200,372	14,120,745

注)・各施設における件数の集計方法は、1人につき1件や申請書1枚につき1件など施設により異なる。

・上記表中の件数には実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが金額には含めていない。

イ 会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料等の減免状況について

会議室・研修室・ホール等の貸館（以下「貸館」という。）に係る使用料等の減免の申請の方法は、施設の使用許可申請書とともに使用料減免申請書を提出するという方法が多くとられていた。

貸館	施設使用料等	減 免		
		免除	減額	
件数 (件)	999,618	74,643	6,139	80,782
全体の減免の構成比 (%)		7.5	0.6	8.1
免除と減額の割合 (%)		92.4	7.6	100.0
金額 (円)	600,592,012	50,430,170	1,348,850	51,779,020
全体の減免の構成比 (%)		8.4	0.2	8.6
免除と減額の割合 (%)		97.4	2.6	100.0

注)・各施設における件数の集計方法は、1人につき1件や申請書1枚につき1件など施設により異なる。

・上記表中の件数には実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが金額には含めていない。

貸館に係る使用について、全体の使用件数に占める減免件数の割合は1割未満であるが、減免件数のうち免除件数の割合は9割を超えており、減免といってもその多くが免除の取扱いとなっていた。

ウ 直営施設の会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料の減免状況について

貸館	直営施設の 施設使用料	減 免		
		免除	減額	
件数 (件)	385,507	25,239	5,823	31,062
減免の構成比 (%)		6.5	1.5	8.0
免除と減額の割合 (%)		81.3	18.7	100.0
金額 (円)	116,355,290	15,751,000	1,170,600	16,921,600
減免の構成比 (%)		13.5	1.0	14.5
免除と減額の割合 (%)		93.1	6.9	100.0

注)・各施設における件数の集計方法は、1人につき1件や申請書1枚につき1件など施設により異なる。

・上記表中の件数には実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが金額には含めていない。

上記イで述べた貸館に係る使用料の減免状況のうち、直営施設の件数を見ると、直営施設の使用件数に占める減免件数の割合は1割未満であるが、減免件数のうち免除件数の割合は約8割となっており、イと比較すると免除の割合は低くなっていた。

エ 指定管理施設の会議室・研修室・ホール等の貸館に係る使用料等の減免状況について

貸館	指定管理施設の 施設使用料等	減 免		
		免除	減額	
件数 (件)	614,111	49,404	316	49,720
減免の構成比 (%)		8.0	0.1	8.1
免除と減額の割合 (%)		99.4	0.6	100.0
金額 (円)	484,236,722	34,679,170	178,250	34,857,420
減免の構成比 (%)		7.2	0.0	7.2
免除と減額の割合 (%)		99.5	0.5	100.0

注)・各施設における件数の集計方法は、1人につき1件や申請書1枚につき1件など施設により異なる。

・上記表中の件数には実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが金額には含めていない。

上記イで述べた貸館に係る使用料等の減免状況のうち、指定管理施設の件数を見ると、指定管理施設の使用件数に占める減免件数の割合は1割未満であるが、減免件数のうち免除件数の割合は9割を超えていた。

オ 入場料・観覧料・浴場使用料等の使用料等の減免状況について

入場料・観覧料・浴場使用料等の使用料は個人の利用に係る使用料等で、減免の対象者は、例えば、身体障害者手帳等の交付を受けている方、70歳以上で熊本市内に住民登録のある方、熊本市内の小中学生等となっている。減免の申請の方法は、

申請者が減免対象者であることを証明するものを提示して減免を受けるという方法がとられていた。

入場料等	施設使用料等	減 免		
		免除	減額	
件数 (件)	374, 715	105, 394	230, 365	335, 759
減免の構成比 (%)		28. 1	61. 5	89. 6
免除と減額の割合 (%)		31. 4	68. 6	100. 0
金額 (円)	82, 198, 715	40, 757, 400	20, 225, 145	60, 982, 545
減免の構成比 (%)		49. 6	24. 6	74. 2
免除と減額の割合 (%)		66. 8	33. 2	100. 0

注) ・各施設における件数の集計方法は、1人につき1件や申請書1枚につき1件など施設により異なる。

・上記表中の件数には実際に利用した件数として免除及び減額の件数を含めているが金額には含めていない。

入場料・観覧料・浴場使用料等の個人の利用に係る使用料等については、使用件数に占める減免件数の割合は約9割であるが、減免件数のうち免除件数の割合は約3割となっていた。

上記イで示した貸館に係る使用料等の減免では、使用件数に占める減免件数の割合が約1割であったのに対して、入場料・観覧料・浴場使用料等の個人の利用に係る使用料等の減免件数の割合は約9割となっていた。

貸館の減免手続は、施設の使用許可申請書によって施設使用の申請を受け付けた後に使用料減免申請書の提出が必要であるのに対し、入場料・観覧料・浴場使用料等の使用の減免手続は、申請者が減免対象者であることを証明する手帳等の証明書の提示は必要であるが、減免申請書の提出は求めていない。減免手続が簡易であることも、減免件数の占める割合が高い一つの要因と考えられる。

(4) 減免に係る規定及び事務手続の状況について

ア 免除及び減額に関する規定の整備状況について

調査対象施設の条例・規則・要綱等で規定された減免の審査基準を確認し、免除及び減免に関する規定の整備状況について件数で示した。

項目	件数 (件)	割合 (%)
免除のみを規定した施設	50	64. 9
免除と減額の両方を規定した施設	20	26. 0
減免をしないため基準が必要ない施設	2	2. 6
減免基準が要綱等で規定されていない施設	5	6. 5
計	77	100. 0

上記表の項目中、まず、「免除のみを規定した施設」は、審査基準の減免の割合について免除のみを規定している施設で50件となっていた。

次に、「免除と減額の両方を規定した施設」は、審査基準の減免の割合について免除と減額の両方を規定している施設で20件となっていた。

また、「減免をしないため基準が必要ない施設」は、条例に「使用料を減免することができる」という規定がなく減免をしないため、審査基準が必要ない施設で2件となっていた。

最後に、「減免基準が要綱等で規定されていない施設」は、条例に「使用料を減免することができる」という規定があるにもかかわらず、規則や要綱等による減免の審査基準がない施設で5件となっていた。このような施設を所管する部署に、減免の審査基準について要綱等の規定がないことについて聞き取りをしたところ「これまで施設の使用料等の減免を行った実績がなく、今後も減免を行うことを想定していない」との回答があった。しかし条例で「使用料を減免することができる」旨が定められている以上、減免の基準を定めることを検討する必要がある。

イ 減免に係る規定及び事務手続の状況について

公の施設の使用料の減免の決定は「申請に対する処分」であることから、熊本市行政手続条例に基づき事務処理を行う必要がある。熊本市行政手続条例第5条の規定によれば、使用料の減免の審査基準は定めておかなければならず、定めた審査基準は公開しなければならない。

一方で、利用料金制度を導入している指定管理施設においては、利用料金は指定管理者の収入となるため、熊本市行政手続条例の適用を受けないが、利用料金制度を導入している指定管理施設であっても、減免の審査基準を規則で市長に委任している場合は、要綱等で審査基準を定める必要がある。

調査対象施設における減免に係る規定及び事務手続の状況は次のとおりであった。

(単位：件)

対象施設	条例・規則・要綱に規定があるもの	条例・規則・要綱に規定があるが事務手続に不備があるもの	条例・規則・要綱に規定がないもの	条例に減免できる規定がないため減免しないもの	合計
直営施設	31	3	1	1	36
指定管理施設	33	3	4	1	41
合計	64	6	5	2	77

まず、「条例・規則・要綱に規定があるもの」とは、条例や規則に使用料等の減免の基準が明記されている施設又は「市長が特別の理由があると認めるとき」や「市長が別に定める基準に該当する場合」などの規則の規定に基づき、要綱等で別

途市長までの意思決定により減免の対象者や対象となる使用目的等の内容を具体的に定めた規定がある施設であり、直営施設で31件、指定管理施設で33件となっていた。

次に、「条例・規則・要綱に規定があるが事務手続に不備があるもの」とは、条例や規則、要綱に定めた基準とは異なる事務手続を行うなどの不備が見られる施設であり、直営施設で3件、指定管理施設で3件となっていた。事務手続の不備については、条例・規則・要綱等で定められた事務手続と実際に行っている事務手続との運用に差が生じていた事例や、利用料金制度を導入している指定管理施設では、減免の審査基準を規則で市長に委任しているにもかかわらず、要綱等で審査基準を定めていないなどの事例があった。

また、「条例・規則・要綱に規定がないもの」とは、条例や規則に減免することができる旨の規定があるものの、減免の審査基準を定めていない施設であり、直営施設で1件、指定管理施設で4件となっていた。

最後に、「条例に減免できる規定がないため減免しないもの」とは、条例に使用料を減免することができる旨の規定がなく減免を行わない施設であり、直営施設で1件、指定管理施設で1件となっていた。

[小括1]

本市における施設の使用料等の減免に関する規定の多くが、条例において「市長は、特に必要があると認めるときは、減免することができる」と規定し、規則において「減免申請書の様式」及びその様式を「市長に提出しなければならない」旨を定め、さらに、どのような場合に減免を行うか、具体的な減免の審査基準を要綱等で規定する、という構成となっていた。

条例・規則・要綱等で減免基準の規定が整備されている施設は9割を超えていることが確認できたものの、必要な規定を要綱等で整備していない施設も一部に見られた。そのうち、利用料金制度を導入した指定管理施設においては、利用料金の減免要綱を制定せず、過去に制定した使用料の減免要綱を審査基準と見なしていた。

減免に関する要綱の必要性にも気づいていない所管部署も見られたが、減免基準を制定せずに減免を行った施設は見られなかった。

減免実績はないものの、減免基準を整備していない施設の所管部署にあつては、条例の「市長が特に必要があると認めるとき」とは、どのような場合かを明確にするため、審査基準の整備を検討するべきである。

(5) 熊本市ホームページでの審査基準の公開状況について

熊本市行政手続条例第5条によると、減免の審査基準はできる限り具体的に基準を定

め、その定めた基準は公開しておくことを義務づけており、本市では熊本市ホームページの審査基準集に公開することとしている。

直営施設及び指定管理施設のうち指定管理者が収納事務を受託している施設においては市の収入となる使用料を徴収していることから、行政手続制度の適用となるため減免の審査基準を公開することが必要である。

また、利用料金制度を導入している指定管理施設であって行政手続制度が適用されない施設であっても、減免の審査基準が市長に委任されている場合は、減免の審査基準を公開することが適当である。

対象施設	審査基準集に掲載あり		審査基準集に掲載なし		審査基準集に掲載が不要		合計 (件)
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	
直営施設	33	42.9	2	2.6	1	1.3	36
指定管理施設 (収納事務受託)	8	10.4	8	10.4	1	1.3	17
指定管理施設 (利用料金制)	9	11.6	2	2.6	13	16.9	24
合計	50	64.9	12	15.6	15	19.5	77

ア 減免基準を公開している施設数について

上記表の項目中、まず、「審査基準集に掲載あり」は、熊本市ホームページの審査基準集に使用料等の減免の審査基準を掲載していた施設であり、直営施設で33件、指定管理施設で17件の合計50件となっていた。

次に、「審査基準集に掲載なし」は、減免の審査基準を公開する必要があるにもかかわらず、熊本市ホームページの審査基準集に掲載していなかった施設で、直営施設で2件、使用料の収納事務を受託している指定管理施設で8件あり、利用料金制度を導入している指定管理施設の2件は、審査基準の掲載は必須ではないものの、要綱等で既に減免基準を定めているにもかかわらず審査基準集に掲載していなかった。

イ 公開した審査基準の更新状況について

対象施設	審査基準を公開している施設の数 (件)		
		組織名を更新していない	審査基準を更新していない
直営施設	33	18	10
指定管理施設 (収納事務受託)	8	8	1
指定管理施設 (利用料金制)	9	8	7
合計	50	34	18
公開している施設に占める割合		68.0%	36.0%

上記アの「審査基準集に掲載あり」の50件について、熊本市ホームページに公開している減免の審査基準の更新状況を確認したところ、平成30年度（2018年度）以後に更新している施設は1件もなかった。

また、平成30年度（2018年度）以降に組織改編があった所管部署において、組織改編前の旧部署の名称で公開されている施設が直営施設で18件、指定管理施設で16件となっており、減免の審査基準が更新されていない施設が直営施設で10件、指定管理施設で8件となっていた。

さらに、令和5年度（2023年度）の組織改編に伴う事務分掌の変更で、公の施設の所管が別の部署へ移管されたにもかかわらず、以前所管していた部署で審査基準を公開し続けている指定管理施設が1件見られた。

[小括2]

使用料の減免を決定する行為は「申請に対する処分」であるため、行政手続制度に則り事務を執行しなければならない。熊本市行政手続条例では、減免の審査基準を定めること及び定めた基準は公開することを規定しており、本市では減免の審査基準を熊本市ホームページの審査基準集に公開することとしている。

熊本市ホームページの審査基準集に減免の審査基準を公開していた施設は約6割であったものの、その公開した情報の更新が適切な時期に行われておらず、現状とは異なる情報のまま公開されていたものが見られた。

減免の審査基準の改正や組織改編等があって公開している情報に変更が生じた場合には、熊本市ホームページの審査基準集も遅滞なく更新する必要がある。

(6) 実地監査について

減免に関する事務手続について実地監査を行ったところ、次のような不備事項が見受けられた。

ア 要綱制定にかかる市長決裁について

減免の審査基準を定める要綱制定の決裁事務が「局長決裁」となっており、市長の決裁が完了しないまま、使用料減免の事務手続が行われていた。

イ 減免対象ではない申請者の減免について

使用料の減免ができる場合として、「市が主催する施設設置目的に合致した使用については使用料を免除できる」と規定されていたが、市の組織ではない団体の減免申請において、「市が主催する」という条件を満たしていないにもかかわらず、減免していたものがあった。

ウ 要綱に定められた減免対象団体と減免申請団体について

要綱上の減免対象団体は、市の関係団体、地域自治関係団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体、社会体育関係団体と定めているが、過去に減免実績があった申

請団体に対しては、要綱に規定されたどの減免対象団体に該当しているのかを突合しないまま減免を行っていた。

エ 減免対象となる施設の使用目的の基準が不明確であることについて

減免の対象となる施設の使用目的については、「団体が総会や役員会など定期的な会議を行うとき」は全部免除とし「団体が主催で活動するとき」は一部免除（冷暖房使用料は免除対象外）とする、と要綱に定められていたが、実際には「団体が定期的な会議を行うとき」と「団体が主催で活動するとき」は区別されず同じ使用目的とされ、減免申請のすべてを全部免除の取扱いにしていた。

オ 条例に使用料の減免ができる旨の規定があるにもかかわらず審査基準を定めていない理由について

使用料等の減免の審査基準を要綱等で規定しない理由を質問したところ、「過去に使用料等の減免の実績がないこと」及び「今後も減免を想定していないこと」が挙げられた。

カ 公民館における「施設予約システム」による使用許可申請方法の運用と要綱に規定された使用料減免申請手続との相違について

公民館使用料の減免の手続は「使用許可申請書とともに使用料減免申請書を提出しなければならない」と要綱に定められている。しかし、公民館の利用予約は「施設予約システム」で行うため、利用者からの使用許可申請書の提出は手続の上では省略されている。施設利用予約時に利用者から提出されるはずの使用料減免申請書はその時点では提出されず、実際には、使用料減免申請書は施設利用の直前に提出されており、要綱に規定された事務手続とは相違があった。

[小括3]

事務手続の不備が見られた施設においては、減免基準や事務手続を定めた要綱等が、抽象的な文言で書かれていることが多く、利用者から減免申請書が提出される都度、減免の可否を判断せざるを得ないような状況が生じていたことが不備につながったとも考えられる。

よって、減免の対象となる場合について、「どのような利用者が」「どのような目的で」施設を使用するときに減免となるのか、審査基準は具体的にわかりやすく示される必要があり、その明確な審査基準を根拠とした公平・公正な事務の執行が求められている。そして、担当者は審査基準の示す意義を正しく理解し、常に意識を持って事務に当たることが重要である。

既に使用料等の減免基準を定めている施設においても、現状の審査基準が客観的かつ明確なものとなっているか、当該施設の職員が減免の審査基準を正しく理解しているか、今一度自ら検証すべきである。

9 まとめ

公の施設に係る使用料等は、当該施設の利用の対価として、受益者（利用者）負担の原則に基づき徴収されるものであり、条例等に沿って使用料等を徴収することが求められる。

しかしながら、公の施設における多様な利用形態の一部においては、広く市民の公益性に資する場合もあることから、実状としては、そこに着目した減免が行われていることも事実である。

本市においては、施設ごとにその所管部署が、市長決裁の経路を経て、使用料等の減免の対象となる利用者及び使用目的を要綱等で規定し、その範囲において画一的に適用することで、事務負担を軽減しつつ減免を実施している。減免の実務担当者は、単に前例を踏襲するだけの事務に陥ることなく、減免の審査基準の合理性を常に意識しながら、実状を再確認して事務処理を行うことが必要となる。

熊本市公共施設等総合管理計画では公共施設マネジメントの基本方針の一つに、施設運営に要する総コストの削減を掲げており、民間活力の導入にも積極的に取り組み、施設の運営については市民協働の視点や受益と負担の観点からの検討や見直しを行うとしている。また、施設の使用料等については収入と経費の均衡を考慮しつつ受益者（利用者）負担の適正化を図ることで、市の財政負担の軽減に取り組むとし、さらに、現在無料で利用されている施設等についても有料化に向けた検討を進めるとしている。

公の施設の使用料等において、利用者が負担する「受益者（利用者）負担」と、施設を利用しない市民も税金という形で負担する「市負担」とのバランスは、市民全体の負担の公平性を確保するために吟味を重ねられるべきであり、それが市民の理解を得られるものでなければならない。今回、抽出調査を行った77施設の令和4年度（2022年度）の減免額の合計金額は1億円を超えていたが、使用料等の減免は施設利用に必要な経費を利用者に負担を求めない代わりに本市が負担することであり、それは、施設を利用しない市民にも税金による負担を求めているということを十分に認識されたい。

また、減免制度については、社会経済情勢の変化に伴い、求められる政策や公の施設を取り巻く環境等が変化していくことを考慮して、その時々々の社会情勢に合わせた見直しを検討する必要がある。今回の行政監査において調査対象とはならなかった公の施設の所管部署におかれても、減免に関する基準を表す要綱等の内容が適正であるか、当該要綱等の規定に沿った事務処理がなされているか等について自ら具体的に検証し、行政手続制度に則った適正な事務の執行に努められたい。